

●プレミアム商品券の購入

■日時 平日 9:00～17:00

■販売場所

- ・会津若松商工会議所 TEL. 27-1212
- ・あいづ商工会（河東本所） TEL. 75-3511
- ・あいづ商工会（北会津支所） TEL. 58-2381
- ・会津若松市役所 栄町第3庁舎（商工課） TEL. 39-1252

■購入限度額 お一人様 3セット 30,000円まで（33,000円分）

○商品券利用期間

平成27年7月1日～9月30日 ※必ず期間内にご利用ください。

○商品券の利用できないもの

- 税金や電気・ガス・水道料金など、国や地方公共団体への支払い
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切符、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高い商品の購入
- 現金との換金や金融機関への預け入れ
- 医療保険や介護保険などの一部負担金
- 自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）
- タバコの購入



○利用上の厳守事項

- 商品券は物品やサービスの購入などの取引において利用可能。
- 商品券の交換及び売買は禁止とする。
- 商品券額面に利用が満たない場合、釣銭は出さない。
- 利用期間の過ぎた商品券は使用できない。
- 購入した商品券の紛失や盗難、損失について販売者は一切責任を負わない。